

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第4回寒川町地域自立支援協議会		
日 時	平成25年1月11日（金）13:00～15:00	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎 第2会議室		
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員：大西会長、福本委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、石澤委員、江島委員、牧野委員、梅澤委員、中村委員、伊藤（久）委員、山田委員</li> <li>・ 事務局：【町】木内健康福祉部長、中澤主査、中島主事、岡野主事</li> <li style="padding-left: 40px;">【生活相談室すまいる】安田、矢澤、野口</li> <li style="padding-left: 40px;">（欠席：小島福祉課長（町）</li> <li style="padding-left: 40px;">小田副会長、小澤委員、伊藤（靖）委員）</li> </ul>		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長挨拶</li> <li>3. 議題「地域の課題について」               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 立ち寄り所について</li> <li>(2) 障がい理解のリーフレット等について</li> </ol> </li> <li>4. その他</li> <li>5. 閉会事</li> </ol>		
決定事項			

議 事	<p>1. 開会 寒川町役場中澤主査より開会の挨拶。</p> <p>2. 会長挨拶 承認委員について確認</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 立ち寄り所について</p> <p>事務局：立ち寄り所のシステム案について説明。</p> <p>前回の会議での検討の中で、障がいのある方たちが町中で気軽に立ち寄れる場所があったらという話があった。そのことについては、場所があるということだけではなく、来られた方の必要なお手伝いをどうすれば良いのか、それに対して支援のできる仕組みが必要ということだったので、今回は検討材料としてシステム案を出させて頂いた。</p> <p>ちょっと困ったことがあった時に立ち寄れる場所、例としてはトイレを借りたい、道に迷ってしまった、心配事があるなどの時に、気軽に寄って相談したり、特段の用事がなくても顔を見に寄れるような場所があったら良いという話が出た。</p> <p>何でもという訳にはいかないが、気軽に立ち寄れる場所づくりについて案を作成した。</p> <p>前回の話では、町の中に広く色々なお店や、人付き合いの良い個人のお宅も含め、場があると良いという話であったが、案としては第一段階として、少し絞った形での提案になっている。</p> <p>(資料1「立寄り所」のシステム(案)に沿って説明) 困ったなあと思った人が、寒川町内で気軽に立ち寄り、困ったことなどについて、話ができる場所にマークを表示して、立ち寄り所として設定できたら良いのではと考えている。最初の段階ではたくさんの方のところにお願いするのは難しいので、立ち寄り所としての町内での障害福祉関係の事業所を挙げている。</p> <p>トイレを貸して欲しい、座って食べる場所がないから場所を貸してほしいなどの相談は、すぐに対応できると思うが、困ったことがあったので相談にのって欲しいなど、継続的な支援が必要になった時、立寄り所から資料1の「立ち寄り所」システムの対応機関リスト(案)の支援団体に連絡をして、応援してもらおう仕組みを案として考えている。支援団体としては、立寄り所に来られた方で、相談や介護などの支援</p>
-----	--

が必要と思われた時に、立ち寄り所の職員だけでは対応できないので、お手伝い頂ける場所として挙げている。支援団体としては、ボランティアの相談や地域福祉に関するご相談に関しては寒川町社会福祉協議会、同じような障害を持つ仲間を見つけたい、お話など聞きたいという相談は障害当事者団体、福祉サービスの利用に関する相談は、生活相談室すまいる、サポートステーションすまいるなどを考えている。

もう一つ段階が上がって、福祉的なサービスを十分に活用しなければ支援が難しい方の場合は、後方支援ということで行政機関、寒川町役場福祉課を紹介して一緒にお尋ねしたり、担当の方をご紹介したり、精神障がいの方のご相談では保健福祉事務所、医療についての相談については病院、地域での具体的な支援の仕組みを一緒に考えて頂きたい時は民生委員や自治会にという、立ち寄り所の支援機関として2段階で挙げさせて頂いた。

このように全体で三段階の形を取ることで、一つの機関が全て行うのではなく、連携の中で立ち寄り所のシステムができればと思っている。このような仕組みができると利用される方も安心できるのではないかと考えている。

この提案についてご検討頂きたい。これを活用する為の補足の仕組みとして、前回お話にも出ていたが、立ち寄られる方について登録が必要かという検討もお願いしたい。登録が良いのではないかと意見と登録をするととなると敷居が高いという両方のお話が出ていた。一人の方の支援をする中で情報共有が必要になるが、本人の了解なしにはできないと思う。登録の際に予め情報共有についての確認もできたら連携が取りやすくなるのではないかと考えている。

補足としてヘルプカードの資料を付けさせて頂いた。登録制度と併せてご検討頂きたい。

ヘルプカードは東京都で取り組まれているもので、「あなたの支援が必要です」ということを伝えるカードである。障がい者の方で手助けが欲しい時に、上手に伝えられる方もいれば、伝えるのが苦手な方もいる。障がいに関しても見えやすい障がいの方もいれば、障がいが見えにくい方もいる。困っていることが言いづらい方など、手助けして欲しいと伝えるための便利なカードとして取り組みが始まっている。

意義と言うことで、一つ目に、何か手助けして欲しい時に、言葉には出しづらいが、このカードを出すと手助けしてもらえると本人にとっての安心がある。二つ目は、家族や支援者にとって、本人が一人で出かけている時に、何か困ったことがあれば、このヘルプカードを出せば助け

てもらえるという安心感、3つ目として、緊急な時の為に予め情報を持っておくということ。ヘルプカードの表は共通だが、裏に何を書き込むかはそれぞれの区市町村で検討して下さいとなっている。緊急時の連絡先を書き込む、カードを出した時に手助けする仕方のポイントなど、緊急の時に手助けする方と、コミュニケーションが取りやすくなるような情報を、書き込めるようになっている。4番目として、障害に関する理解の促進として、このカードを通して、このカードを使ってどのくらいの方に支援が必要なのか、わかって頂けるPR活動として、取り組みが始まった。東京はかなり力を入れていて、電車の広告や車内のテレビなどでも宣伝している。

ヘルプカードのような物を活用することで、支援の幅も広がると思うので、それも含めて皆さんで検討して頂きたい。立ち寄り所という名称についてもご意見頂きたい。

事務局：資料2の立ち寄り所のマークについて説明させて頂きたい。

今回事務局側で、3パターン案を用意させて頂いた。①と②のデザイン案は、障がいのある人を多くの人で支えていこうという思いがある。

②については、障害者虐待防止法のポスターなどでも使っているものである。③のキャラクターは、フクシアという花（花言葉：暖かい心）をモチーフにしている。

今回欠席している委員より、マークについて公募したらどうかという提案を頂いている。公募するかしないか、公募をするのであれば、どのような形で公募するのも併せてご検討頂きたい。

会長：今事務局から説明のあった立ち寄り所のシステムについて、ご意見があればお願いしたい。

委員：立ち寄り所が傾聴の場所になってしまうのではないかと。話をすることにより、本人が安心し、その後何日も通い詰めてしまうということにならないか。そうなると、傾聴に時間が取られ過ぎてしまい、事業所が担当している利用者さんに対応する時間が、無くなってしまうのではないかと。その辺りの線引きが必要ではないか。立ち寄り所に行けば情報提供はしてもらえるが、傾聴を希望するようであれば相談支援事業所を紹介するなどの、線引きを予め説明しておいた方が、立ち寄り所に来られた方をあとあと傷つけずに済むのではないかと。線引きをどう伝えていくかも難しいと思う。

委員：一人で来られる方を想定して、話を聞いて欲しいというものもあると思うが、例えばヘルパーと外出している時など支援者が同行している時でも、トイレの場所に困ることなどがある。天気が悪い時に、外だけ

	<p>で過ごすのが難しかったりもする。少し座れる場所や簡単な食事ができる場所などがあると良いと思う。このような支援が浸透していけば、場所は増えて行くかもしれないが、まずは福祉事業所から始めるのが良いのではないか。いつでも気軽に立ち寄って良いと言ってもらえる場所があると助かる。もちろん事業所に迷惑にならないようルールを設けることは必要だと思う。よく行く近所のファーストフードで、向こうから声を掛けてくれたりする。雨が降って、その店を雨宿りに使っていたら、そこのマネージャーさんが、自分の車からコートを探してくれたりいつもと違う時間帯に行くと、店員さんが「今日はどうしたんですか？」と話しかけてくれる。そういうところが増えると良いなと思う。</p>
委	<p>員：障がいを持っている本人ではなく、例えば道で困っている障がい者の方を見つけた地域の方が、相談に来られるという場所にもなると良いと思う。本人だけでなく、地域の人何かあれば話せる場所だと、障がいの理解もより深まると思う。</p>
会	<p>長：福祉事業所を立ち寄り所にした場合、職員配置は可能か？</p>
委	<p>員：日中に職員がいるので、その事務の人にまずは話をしてもらおう。話を聞くことも少しは可能である。トイレなどは可能だと思う。</p> <p>当事業所に通っている方で、歩いて通っている方がいらっしゃる。そのような方も立ち寄り所が浸透すると、地域の方からの情報が増え、本人の支援者が知らない情報を知ること増え、危険回避できたり、安全にもつながるのではないか。</p>
委	<p>員：立ち寄り所には色々な人が来ることが予想されるが、予防線を張るのではなく、困っている方を受け入れるということが必要ではないか。そこから相手のことも見えてくる。限られた中でも相手の方の思いが見えてきて、話をするすることで、次の課題が見えてくる。</p> <p>他市町村の団地の例だが、自治会の中にフリースペースを作ったら、特定の人（障がいを持つ人）のたまり場になり、秩序を乱す方がいらっしゃって困ったとのお話があった。その方とどう関わったら良いかわからないという話があり、そこから住人の方が、障がいについて知りたい、当事者本人の話が聞きたいという依頼があった。困り感から良い形に切り替えられた良い事例だと思う。</p> <p>関係機関が主体の立ち寄り所は門を狭くせず、スタートするのが良いのではないか。それが寒川らしくて良いのではないか。</p>
会	<p>長：登録制についてはどうか。個人情報の問題もあるので、登録してもらった方が良いかとも思うが、それとも誰でも立ち寄れる場所にするか</p>

	<p>どうしたら良いか。</p>
委 員	<p>ヘルプカードがあれば登録する必要がないのではないか。登録しなくても、ヘルプカードを提示したら相談できるという仕組みが良いと思う。</p>
事 務 局	<p>立ち寄り所が増えていくことを想定すると、登録制は難しい。ヘルプカードを組み合わせしていくのが良いと思う。</p>
会 長	<p>ヘルプカードを持っていて、最低限氏名、連絡先だけでも書いてもらえると、電話をして本人の状態を知ることができる。細かい情報を書きたくない人もいる。</p>
事 務 局	<p>立ち寄り所の登録、ヘルプカードについて、登録の申し込みを町の福祉課にすると、登録受けましたということで、ヘルプカードを渡す仕組みがあったら良いのではと考えている。町は障がいのある方の基礎的な情報を持っている。立ち寄り所で、トイレを貸すなどのことであれば良いが、困りごとの相談を受けた時に、その情報をどれくらい関係機関で取り扱って良いかなど、個人情報の取り扱いについて、ご了解を頂くこととセットで考えている。家族のことまで知らなくても良いが、周辺情報を知りたいなど、なんの了解もなく情報を交換するのは良くないと思うので、ヘルプカードを見せてもらえば、支援に必要な最小限の情報が得られる仕組みにしたらと考えた。情報の共有についても予め了解を得て、ヘルプカード発行すれば、カードを持っている人は、必要な情報の共有は了解しているというサインにもなる。カードにどのような情報を載せるかは検討が必要である。</p>
委 員	<p>カードを持たず、登録もしていない人がたまたま立ち寄り所を見つけ来られた場合の対応はどうするのか。</p>
会 長	<p>登録制にこだわらない柔軟性があるほうが良い。</p>
委 員	<p>相談を聞く中で、登録はなくカードも持っていないという方がいたら、その時にカードや登録の紹介をして、後から登録をして頂くのはどうか。</p>
事 務 局	<p>協力事業所がどこまでできるかが問題ではないか。</p>
委 員	<p>利用者が登録というのはハードルが高い。立ち寄り所を受ける事業所が登録し、ネットワークができていったり広がったりすると良い。やっていく中で、知らなければいけない情報や気をつけないといけないことを、ネットワークの中で、話し合えれば良いのではないか。</p>
事 務 局	<p>事業所の登録についてはマークを付けてもらうということで良いと考える。</p>
会 長	<p>利用者が来られる場合は制限しない方向で良いか。</p>

委	員：現在でも福祉活動センターは障がいのある方だけでなく、地域の方なども来られ、「あの店はどこですか」と尋ねて来られる。来た方に対応していけば良いのではないかな。
会	長：立ち寄り所は、マークを掲げることで、登録している事業所とし、利用者に関しては登録をしないということで良いかな。
委	員：まずはどんな人が来るのか、どんな内容で来ているのか、内容を知らないと困るので、立ち寄り所に相談に来た内容のデータを作るところから始めてはどうか。
委	員：支援機関について、当事者団体が支援機関になっているが、当事者団体も支援が必要である。後方支援団体に位置付けて欲しい。後方支援になっている寒川町福祉課や茅ヶ崎保健福祉事務所を支援団体にするのはどうか。支援団体として直接当事者団体に連絡をもらうのではなく、支援者に間に入ってほしい。
事	務局：立ち寄り所を経由して支援する場合には、直接当事者団体へということではなく、相談事業所などワンクッションが欲しいということで良いかな。
委	員：ワンクッション間に入ってほしい。相談支援事業所などと一緒に来て欲しい。
事	務局：対応機関リストについては案なので、今後了承が必要だと思う。町の福祉課や保健福祉事務所については後方支援のままで良いと思うが、当事者団体については後方支援としての位置づけでどうか。
委	員各位：一同承認。
会	長：次に立ち寄り所の名前について、ご意見頂きたい。
委	員：「すまいるの家」はどうか。
委	員：「えがお」はどうか。
委	員：「ほほえみ」はどうか。
委	員：名前も公募にしたらどうか。
会	長：委員の中から出た案と公募と両方の中から選ぶという形にしたらどうか。
委	員：「ホットコーナー」はどうか。
委	員：「ほっとすぺーす」はどうか。ほっとするとあったかい場所があるという意味である。
委	員：名称が決まっていないと、イラストを出しにくいのではないかな。
委	員：どちらかを決めて、たとえば名称だけ決めて、イラストを公募しても良いのではないかな。
会	長：車椅子マークの上に名称をつけるとわかりやすいのではないかな。

委 員	員：シンボルマークをみんな入れればいいのか。
委 員	員：小さくてもいいから背景にマークをいれて、ホットスペースという文字を入れれば良い。どういう障がい者マークがあるかを知ってもらう機会となる。障がい者マークだけでなく福祉団体のマークを使うこともできる。
委 員	員：公募する方が町民の方に興味を持ってもらえるので、イラストを決めて名称を公募にしても良い。
委 員	員：名称を決めて、マークは各障がい者団体のものを組み合わせ、配置やデザインを公募してはどうか。
事 務 局	局：東京都のヘルプカードのマークを使うのはどうか。いろいろなマークを使うと何のマークなのかわからなくなる。 マタニティマークも市町村ごとに異なるが同じようなマークになっている。
委 員	員：ヘルプカードに載っているマークは東京都だけのマークである。
会 長	長：は一との家マークも全国共通なのか。
委 員	員：寒川と茅ヶ崎でも違う。
会 長	長：やはり独自のマークで良いのではないか。
委 員	員：寒川町らしいものを作るのが良いのではないか。
会 長	長：マークを使うことでPRにもなる。 名前は「ほっとすぺーす」でそれぞれの障がいのマークを用いて、デザインを公募する形はどうか。
委 員 各 位	：一同承認。
事 務 局	局：マークは各団体で使用しているマークで良いか。例えば聴覚障がいのマークでも複数ある。
委 員	員：全国の協会統一されているものは一つある。県の団体でもそれぞれマークを使っていて、寒川でもマークを持っているので、デザインにはそれを使う。
会 長	長：精神障がいのマークはあるか。
委 員	員：精神障がいのマークは特に聞いたことがない。
委 員	員：知的障がいのシンボルマークも特にないと思う。手をつないでいる育成会のマークはある。マークがあるところだけで良いのではないか。
委 員	員：自閉症に関しても思いつかない。調べてみる。
委 員	員：視覚障がいもないと思う。
委 員	員：とりあえず、各団体で使用しているマークがあればそれを公募して、実際に取り組んでみてはどうか。やってみないと、先に進まない。
委 員	員：車椅子のマークが国際シンボルのマーク。特に車いすを使用する方に

	<p>限定するマークではない。世界的な障がい者のマークである。</p> <p>委員：今回のマークは立ち寄り所のマークなので、独自のものでも良いのではないか。</p> <p>委員：国際シンボルマークについては、交通標識に使われているような聴覚障がい者標識、身体障がい者標識もある。</p> <p>会長：名称は「ほっとすぺーす」で、デザインは各団体のマークを用いて図案を公募の形で良いか。</p> <p>委員各位：一同承認。</p> <p>事務局：マークは各団体で探してもらう形で良いか。また、マークがない団体はどうするのが良いか。知的障がい、精神障がいについてのマークがないと思うがどうしたら良いか、懸念がある。各団体で協力して独自のマークを作成しようとしているので、欠けてしまう団体がない方が良いのではないか。どういうものが、標準的なマークなのか。神奈川県自閉症協会のマークもあるが、それがわかりやすいのかどうか。</p> <p>委員：自閉症の利用者に、立ち寄り所について教える時、ヘルプカードと同じ図案やマークの方が教えやすいし、本人もわかると思う。</p> <p>事務局：ヘルプカードについては東京都が独自に作っているものなので、このまま使用する訳にはいかない。立ち寄り所とヘルプカードのマークは統一した方が良く、という意見があることを踏まえ、各障がい者団体にどのようなマークがあるか、それぞれの団体に持ち帰って確認してもらっても良いか。</p> <p>委員：立ち寄り所はカードがなくても利用できるということなので、それほどカードと統一させなくても良いのではないか。</p> <p>委員：それぞれ障害者団体のマークがあるなら全て入れた方が良く。</p> <p>会長：それぞれの団体でマークを調べて、2週間を目途に福祉課に提出する形にしたいと思う。</p> <p>委員各位：一同承認。</p> <p>(2) 障がい理解のリーフレットについて</p> <p>事務局：資料3を見て頂きたい。障がい者理解のポスターとして、まずは知ることから始めよう、ということで作成した。例えば車いすの方のように、目に見えてわかる障がいもあれば、わかりにくい障がいもある。そういう方も相談して下さいということでポスターを作成した。</p> <p>当事者に限らず、周囲の人の理解があれば、障がいのある人もない人も、安心して暮らせる町作りができるのではないかと思う。</p>
--	---

	<p>デザインは当事者の方の作品を使わせて頂き、作成した。ポスターについてご意見を頂きたい。</p>
事務局	<p>障がいの内容についての啓発、それぞれの障がい者団体、障がいの特性を周知する上で、各団体のパンフレットがあるとわかり易いと思う。貼り出しなどではなく、例えば立ち寄り所などにリーフレット等があると説明しやすいと考え、障がい理解を助けるリーフレットということでたたき台を作成した。すでに同様のものが用意されている団体もあると思いますが、今回作成したものと比較検討し、ご意見など頂きたい。</p> <p>資料4に関しては、このような内容のものがあればわかり易いのではないかということで、提案させて頂いた。このような形でなくても良いと思うが、目的、活動内容などが載っているとわかり易いのではないかと思う。その他、会費や関係している機関を載せてもわかり易いかもしれない。連絡先についても検討して頂くとうまいと思う。資料5の医療ケアネットワークのリーフレットを出したのは、内容だけでなく、イラストで医療ケアの胃ろうや経管栄養のチューブをつけている方の絵が入っているので、こういうのも参考になればと思い、資料として挙げさせて頂いた。</p> <p>障がいに関して興味を持った方が、このようなリーフレットがあることによって、障がいへの理解を深めて頂けると良いと思い、ご提案させて頂いた。</p>
会長	<p>ポスター、各団体のリーフレットについては次回までに素案を作成したいと考えているので、一ヶ月を目安に、リーフレットに載せる情報などを、福祉課に提出して欲しい。</p>
委員	<p>文章や写真だけをデータを渡せばいいのか。</p>
会長	<p>各団体で載せたい内容だけを渡せばいいのか、冊子の形にして提出した方がいいのか。皆さんはどうか。</p>
委員	<p>レイアウトなども各団体で考えた方がいいのか</p>
事務局	<p>前回の会議で出ていたこともあり、事務局でポスターの案を出させて頂いた。ポスターの内容についてもご検討頂きたい。それとともに、リーフレットについてすでに用意されている方は、その内容を教えて頂きたいと思う。</p> <p>今後こういった形で作っていけば良いかのご意見を頂きたい。</p>
委員	<p>身体障害者福祉協会は平成25年3月で活動終了予定である。広報も特にしていない。リーフレットについても作る予定はない。</p>
会長	<p>各団体でのリーフレットはそれぞれ作成し、提出する形で良いか。</p>

	ポスターについては今回ご意見を頂きたい。
委 員	：「障がい」と「障害」で「がい」の字を漢字にするかどうか統一した方が良い。今は混在している。
事 務 局	：平仮名にしていこうというお話だったと思うが、法律用語、固有名詞など、用語が規定されているものは、事務局では変えられないのでどうしても混在してしまう。
会 長	：ルビは付けた方が良いか。全てつけてしまうと読みにくくなってしまいが、ポスターの文章などはどうか。
事 務 局	：精神障がいについては、言葉が入っていないが、盛り込んだ方が良いか。
委 員	：言葉だけでは分かりにくい。障がいの特性や関わり方なども加えると啓発に繋がるのではないか。
会 長	：それはそれぞれの団体のリーフレットに盛り込んだ方が良いのではないか。
事 務 局	：ポスターは視覚で訴えることがメインになるだろう。関わり方などは、リーフレットに載せるのが良いのではないか。精神障がいの言葉が抜けているのでポスターにも入れていきたい。
委 員	：「目に見えない障がい」もあるという文言を入れて欲しい。
事 務 局	：ポスターに関しては、今回上がった修正点をルビも含め検討し、次回の協議会で提示させて頂きたい。
事 務 局	：リーフレットについては統一した形にするか、冊子にするか、個別の形にするかなども検討して頂きたい。どういうものが効果的な啓発になるか、考えて頂きたい。
委 員	：リーフレットを、障がいを知ってもらうということで作るのであれば、一つにまとめて冊子にした方が良いのではないか。障がいの周知ということであれば、まとまっていた方が良いと思う。さらに詳しく知りたいとなった時に、各団体に連絡を入れるなどするのが良いのではないか。
会 長	：一つにまとめて冊子にする形で良いか。
委員各位	：一同承認。
委 員	：自治会でリーフレットを配布ということもできる。障がいが身近でない人には、どのような障がいがあるのかわからない。目に見えない障がいは、わからないことが多い。まずは知ってもらうことが大切だと思う。
会 長	：ポスターに関しては先ほど出た訂正で良いか。リーフレットについては各団体に、一ヶ月を目途に内容を出してもらい、冊子にすると

ということで良いか。提出して頂いた内容をもとに3月には素案を提案し、承認が得られれば作成にかかりたいと思う。

#### 4. その他

事務局：当日資料について説明。

- ・寒川町地域福祉フォーラム2013について、平成25年1月26日（土）13：00～16：00まで、場所は寒川総合体育館1階多目的室で開催を予定している。パネルディスカッションにこの自立支援協議会の委員さんや事務局も出席するので、是非ご出席頂ければと思う。
- ・湘南地区障害者卓球大会について、平成25年3月10日（日）に、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に在住、在勤、在学の16歳以上の、障害者手帳をお持ちの方が対象の、卓球大会が開催される予定である。こちらもぜひ参加して頂ければと思う。それぞれ周知と共にご協力お願いしたい。

事務局：次回の自立支援協議会日程について、日程は平成25年3月25日、場所は本日と同じ東分庁舎第2会議室を予定しているが、2月中旬に町議会議員選挙がある為、場合によっては議会の都合により、協議会の日程がずれることも考えられる。その場合は事前にご連絡させて頂く形をお願いしたい。

事務局：今回自立支援協議会で作成予定のリーフレットについて、福祉避難所連絡会での利用を検討したいという申し出が、副会長よりあった。ご承知おき頂ければと思う。

委員：次回の日程はいつはっきりするのか。

事務局：議会の予定なので、今の段階ではいつはっきりするのかはわからない。できれば日程を3月26日に変更しても良いか。場所等はこれから検討させて頂く。

委員各位：一同承認。

#### 5. 閉会

会長より挨拶

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料 1 (仮称) 「立ち寄り所」の支援システム (案)</li> <li>・ 資料 2 立ち寄り所マーク (案)</li> <li>・ 資料 3 「知ることから始めよう」障害者理解啓発ポスター (案)</li> <li>・ 資料 4 障害者理解啓発リーフレット (案)</li> <li>・ 資料 5 茅ヶ崎・寒川医療的ネットワークリーフレット</li> <li>・ 第 3 回寒川町地域自立支援協議会議事録</li> <li>・ 当日資料：「ヘルプカードとは」 寒川町地域福祉フォーラム 2 0 1 3 チラシ 湘南地区障害者卓球大会選手募集チラシ</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>石澤 睦 牧野 賢一</p> <p style="text-align: right;">(平成 2 5 年 3 月 5 日確定)</p>